

## 退職手当見込額支払確認書

退職にあたって支給される退職手当は、退職の日からおおむね1月以内に見込額をお支払いし、退職後1年経過時に広島大学退職手当規則第2条の3第2項の規定に基づいて退職手当額が確定することになります。

なお、退職の日から起算して1年以内に、在職中における行為により退職手当額を減額等する事由が発生した場合は、広島大学退職手当規則第15条から第15条の4までの規定により、原則として退職手当見込額の全部又は一部を広島大学に返還していただくことになります。

---

上記の内容を確認しましたので、退職手当見込額の支払をお願いします。

提出年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

配属又は所属

大学院〇〇研究科 等

氏名 〇〇 〇〇 (自署)

担当

福利厚生グループ(福利厚生担当)

内線：6047, 6029